

主な内容

- 巻頭言 ……1
- 平成24年度監視伝染病の発生状況について ……2
- 県外から牛を導入するときは、ヨーネ病検査を受検しましょう ……3
- 家さん飼養者の方へ 定期報告書の提出をお願いします！ ……4
- 牛白血病の発生状況と夏期対策について ……5
- 中国における鳥インフルエンザの発生状況と本県の対応 ……6
- 診療施設を開設しているみなさまへ ……8
- 平成25年度県南家畜保健衛生所組織体制および業務担当 ……9
- 平成25年度特定疾病予防注射接種料金のお知らせ ……10



## 巻頭言

岩手県県南家畜保健衛生所 所長 西村信介

白鳥の北帰行も終わってしばらくたち、一時の気候不順による低温期も過ぎ去って、毎日の通勤の際の高速道路沿いのサクラが春を感じさせるような穏やかな季節となりました。

いつもの年ですと、鳥インフルエンザ発生の危険性が高いと心配される今年の寒冷期も、3月に新潟での白鳥の疑い例があったくらいで、平穩に過ぎたものと思っていた矢先、今までにないタイプの鳥インフルエンザウイルスが世界で初めて人への感染例が中国で確認されたとの報道がありました。その後、日々情報をチェックするたびに急激な拡大は無いもののじわじわと死亡者数、感染者数や発生地域が拡大し終息の兆しが見られない状況です。

今のところ、人から人への感染は確認されてはいませんが、今後ウィルスの変異により人から人への感染性を獲得し、パンデミックが起こることが懸念されています。

このため国内でも、新型インフルエンザ対策特別措置法が前倒し施行されたり、養鶏農家や関係者の発生地への渡航自粛要請が行われています。

また、時期的には中国からの野鳥による伝搬は考えにくいものの、野鳥の検査強化やレース鳩の検査が実施されていますが県内のレース鳩では陰性結果が得られています。

この病原性鳥インフルエンザもそうですが、家畜伝染病の発生防止のためにもっとも基本的で普遍的な対策は、自分の農場への病原体の侵入防止です。

このため、家畜伝染病予防法で定められた飼養衛生管理基準の10項目にも規定されているように人、車、野生動物、飼料、水などを介した農場への病原体の侵入防止と、手指の消毒や衣服、長靴の消毒・交換などの基本動作の励行が特に重要となりますので、畜産農家の皆様の普段からの取り組みをお願いします。

本年度は、県としても復興加速年と位置付け各種対策に取り組んで参りますが、家畜保健衛生所としても、繁殖牛や出荷待機牛の生体放射能測定の実施や当所の業務の主要課題である「1家畜伝染病の発生予防とまん延防止 2意欲ある畜産担い手への生産性向上支援 3安全な畜産物生産支援」を通じて畜産振興に取り組んで参りますので関係機関・団体の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

なお、今回の定期人事異動で2名が転出し、宮古農林振興センターから田村主査獣医師、県北家保から吉田獣医師を迎え、また、木崎獣医師が復帰し、新体制で業務推進を図って参ります。



## 平成 24 年度監視伝染病の発生状況について

防疫課 病性鑑定担当

平成 24 年 1 月から 12 月に岩手県で発生した監視伝染病（法定伝染病、届出伝染病）は下表のとおりです。

### 法定伝染病（患畜）

疾病	畜種	岩手県	県南家保 (内数)
ヨーネ病	牛	4頭	4頭
腐蛆病	蜜蜂	3群	なし

### 届出伝染病（真症）

疾病	畜種	岩手県	県南家保 (内数)
BVD・MD*	牛	19頭	1頭
牛白血病	牛	96頭	53頭**
破傷風	牛	4頭	3頭
サルモネラ症	牛	1頭	なし
牛カビバクター症	牛	1頭	1頭
マディビスタ	羊	1頭	なし
伝染性気管支炎	鶏	4羽	なし
伝染性アブシツカシ病	鶏	4羽	なし

\*牛ウイルス性下痢・粘膜病

\*\*と畜場摘発分を含む

重要な疾病です。獣医師の皆様におかれましては、疑わしい症例があった際には現地に留まり、直ちに家畜保健衛生所まで連絡願います。

伝染病の発生予防及びまん延防止には、常日頃から消毒を実施し、病原体を農場に持ち込まない、持ち出さないことが重要です。農場入口での車両の消毒、牛舎入口で長靴・手指消毒等を励行してください。

ヨーネ病は、県内で4頭（黒毛和種4頭）の発生があり、すべて県南家保管内での発生でした。肉用牛の法5条検査は今年度から2巡目（平成24～28年）となります。

BVD・MD及び破傷風の発生が、散見されました。BVD・MDはワクチン接種で発生予防に努めましょう。

牛カンピロバクター症が、管内で自然交配している公共牧場の種雄牛で確認されました。

牛白血病の管内の発生頭数は、横ばいですが、依然として多い状況にあります。農場・放牧場での感染防止対策の徹底が必要です。

牛丘疹性口炎の発生はありませんでしたが、口蹄疫との類症鑑別が

疑わしい症例があった際には現地に



## 県外から牛を導入するときは、ヨーネ病検査を受検しましょう

防疫課 大家畜防疫担当

岩手県では、ヨーネ病の早期摘発のため、家畜伝染病予防法第5条第1項に基づき、乳用牛では平成10年度から、肉用牛では平成20年度からサーベイランス検査を行っています。現在、乳用牛・肉用牛共に5年に1度の検査を実施しており、感染牛の摘発・淘汰が、着実に実施されています。

昨年度、当所管内で摘発された9頭の感染牛はすべて肉用牛であり、そのうち8頭は県外からの導入牛でした。このことから、本病はヨーネ菌に感染した牛の導入によって農場に持ち込まれることが多いと考えられ、牛を導入する際には、出荷農場、導入農場双方の協力の下、以下のように、発生状況の確認や検査の実施により、本病が陰性であ

### 1 導入（購入）する前に

- 出荷農場（導入元）のヨーネ病発生状況を確認しましょう
  - ・カテゴリーⅠ農場（ヨーネ病が陰性であることが確認されている農場）
    - ⇒ カテゴリーⅠの証明を受けていることを確認しましょう
  - ・カテゴリーⅡ農場（ヨーネ病の発生があり、現在対策中の農場）
    - ⇒ 止むを得ず導入する場合は、過去6ヶ月以内に最低3ヶ月の間隔を空けた2回以上の検査により、陰性が確認された牛に限ること
  - ・Ⅰ、Ⅱ以外の農場（ヨーネ病検査を受検していない農場）
    - ⇒ 当該牛が陰性であることを確認しましょう

### 2 導入したら

- 家畜保健衛生所にヨーネ病検査を依頼しましょう
- 陰性が確認されるまでの間、空牛舎を利用する等、他の飼養牛と接触させないように隔離飼育しましょう

### 3 家畜保健衛生所への検査依頼方法

- 導入計画が決まったら、家畜保健衛生所に連絡しましょう（2週間前までに）
  - ・導入時期、頭数、購入場所等
- 採材、家保への搬入（採材・搬入は、依頼者様にて手配・負担願います）
- 検査手数料は必要ありません
- 採材方法や不明な点は、お問い合わせください



# 家きん飼養者の方へ 定期報告書の提出をお願いします！

防疫課 中小家畜担当

家きんを飼養する方は、その飼養状況を、毎年、県の家畜保健衛生所に報告する必要があります。これは、平成 23 年度に家畜伝染病予防法が改正され、家きん飼養者の新たな義務として定められたものです。提出期限が近づいてますので、報告をお願いします。対象は、鶏、うずら、あひる（アイガモ）、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょうです。これらの鳥種を食用や採卵用と飼育している場合（家きん）のほかに、愛玩用に飼育する場合も報告する必要があります。

## 報告様式

- 100羽未満の飼養者で、昨年度に報告書を提出している場合  
家畜保健衛生所から 往復はがきを送付いたしました。  
返信用はがきに必要事項を記入し、ポストへ投函してください。
- 農協からヒナを購入し、新たに飼養する場合  
販売農協の資材課から報告用紙を受け取り、提出してください。
- 100羽以上の飼養者  
「家畜の衛生管理状況等の報告」冊子に、昨年度と同様に記入してください。毎年の報告となるため、本冊子を複写してご使用ください。※岩手県のホームページからもダウンロードできます。

■今年2月1日時点の飼養羽数をご記入ください。  
(2月1日時点の飼養羽数が通常より少ない場合は、常時の飼養羽数をご記入ください)

採卵鶏 (150日齢以上)	育成鶏 (150日齢未満)	愛玩鶏
羽	羽	羽
あひる	うずら	きじ
羽	羽	羽
七面鳥	ほろほろ鳥	だちょう
羽	羽	羽

■現在、家きんを飼っていない方へお伺いします。当てはまる方を○で囲んでください。

今後、家きんを飼う予定が

ある                      ない

**家畜の衛生管理状況等の報告**

家畜を所有する皆様へ・・・

平成23年から、所有する家畜の衛生管理状況等を、毎年、報告しなければなりません。  
畜産基準（1～2ページ）を参照にして、報告様式（3～15ページ）を参考に、コピーの上ご記入ください。記入にあたっては、別添の小冊子「飼養衛生管理基準」もご覧ください。

●報告先・お問い合わせ先は・・・

飼養区域	報告先
盛岡県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長門県、大分県	岩手県畜産振興課 〒020-0178 TEL: 0197-23-3593 FAX: 0197-23-3593
大分県、佐賀県、長門県、大分県、福岡県、佐賀県、長門県、大分県	岩手県畜産振興課 〒020-0178 TEL: 0197-23-3593 FAX: 0197-23-3593
山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長門県、大分県	岩手県畜産振興課 〒020-0178 TEL: 0197-23-3593 FAX: 0197-23-3593

## 報告内容

毎年、2月1日現在の状況を報告してください。  
所有者氏名・住所、飼養羽数、衛生管理区域・消毒設備の設置状況、飼養衛生管理基準の遵守状況など。（飼養羽数により報告内容が異なります。）

## 提出先・提出方法

- 岩手県県南家畜保健衛生所（持参・郵送・FAX）  
〒023-0003 奥州市水沢区佐倉河東館 41-1 FAX: 0197-23-3593

牛・水牛・鹿・馬・めん羊・山羊・豚・いのししの報告期限は、毎年4月15日です。  
まだ提出されていない方は、速やかに提出してください。

ご不明な点は、家畜保健衛生所までお問い合わせください。

# 牛白血病の発生状況と夏期対策について

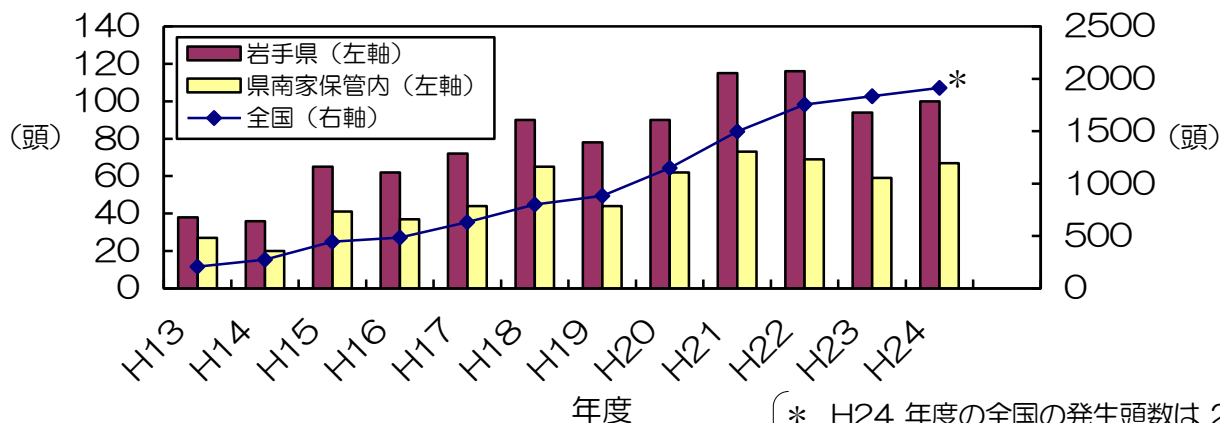
衛生課 大家畜衛生担当

牛白血病は、感染牛の血液や乳汁中に存在する牛白血病ウイルスが、吸血昆虫や人の行為により感染する牛の疾病です。発症するのは、感染した牛のうち数%と言われていますが、① 感染した牛は生涯ウイルスを持ち続け**感染源**になること、② 発症すると**致命的**であること、③ 食肉出荷した牛で発症が認められれば**全廃棄**になることから、感染防止が重要な疾病です。

## 1 牛白血病の発生状況

近年、県内や全国で発生頭数が増加しています。平成 20 年度以降、毎年県内で 100 頭前後、全国で 1000 頭を超える発生があります。

発生頭数（年度別）



\* H24 年度の全国の発生頭数は 24 年 4 月から 25 年 2 月までの頭数

## 2 夏期対策

本病を伝搬する吸血昆虫の侵入を防止する、飛行を妨害するあるいは飛行距離を長くさせることで昆虫に付いた血液を乾かし感染力を奪うことが重要です。



防虫ネットの設置  
(出入口・窓)

防虫ネットの設置  
(牛舎内)

←感染牛と非感染牛の距離を開けて、間に防虫ネットを設置

なお、人の行為による感染は夏に限ったものではありません。出血を伴う（可能性のある）行為（例：除角、耳標や鼻環の装着、削蹄、直腸検査、分娩介助、注射 等）の際、人が注意することで予防できます。**非感染牛を先に実施する、器具器材を 1 頭毎に交換・消毒する**などの対応を励行しましょう。

## 中国における鳥インフルエンザの発生状況と本県の対応

防疫課 中小家畜担当

2013 (H25) 年3月31日に、鳥インフルエンザウイルス (H7N9) のヒトへの感染を中国政府が公表して以来、4月末までに100名を超える感染者が確認され、死亡者も認められています。他方、鳥類には低病原性のウイルスであり、鳥類の発生事例の大多数は検査により確認されたものです。ここでは、中国における家きんおよび野鳥での発生状況、分離されたウイルスの性状、本県の対応を整理しました。

### 家きんでの発生

上海市内の卸売市場で採取した19検体(ハト、鶏、環境材料)、安徽省、浙江省および江蘇省内の生鳥市場で採取した19検体(鶏、アヒル)、河南省の生鳥市場で採取した2検体(環境材料)からウイルスが検出された。これらの施設では、鳥の殺処分および施設の閉鎖と消毒の措置が取られた。

### 伝書鳩での発生

江蘇省の伝書鳩農場で1羽からウイルスが検出され、殺処分と農場消毒が行われた。

### 野鳥での発生

江蘇省で捕獲された野生のハト1羽からウイルスが検出された。

### 分離ウイルスの性状

国立感染研究所がウイルスの遺伝子情報を解析した結果、ウイルスが哺乳動物の細胞に結合する能力と哺乳類の体温で増殖する能力が確認され、ヒトへの親和性を有している可能性が示唆された。

また、中国のWHO共同センターによる検査では、ウイルスが市販薬(商品名:タミフル、リレンザ)に感受性を示すことが確認された。

中国における  
低病原性鳥インフルエンザ (H7N9)  
の発生地域

農水省HPより

2013年4月26日時点



## 本県の対応

4月22日から25日にかけて県内8か所で飼養されるレース鳩・伝書鳩から糞便を採取して鳥インフルエンザウイルスの検査を実施し、すべて陰性を確認しました。

これまでに家きん飼養農場を対象に実施している定期的なモニタリング検査においても、陰性を確認しています。

世界に目を向けると、中国を含む東アジア地域では HPAI が継続的に発生し、さらに欧米・オセアニアにおいて LPAI が養鶏場に侵入している状況にあります。国内では、渡り鳥が北回帰を終える5月まで、鳥インフルエンザに感染した野鳥や野生動物が農場内へウイルスを持ち込むことを確実に防ぐことが重要です。下記の基本的な侵入防止対策を実施して鳥インフルエンザの侵入を防止しましょう。

### 高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するためのポイント

#### 1 人・車両等による侵入の防止

- 衛生管理区域入口に消毒設備を設置し、農場に立入る車両・人を消毒する
- 各鶏舎で長靴を履き替え、踏込消毒、手指消毒を実施する
- 部外者の入場を制限するとともに、農場立入者を記録する

#### 2 野鳥・野生動物による侵入の防止

- 鶏舎開口部（入換気口・排水口・隙間など）に金網・ネットを設置する
- 金網・ネットの網目は2cm以下
- ネズミの駆除を定期的に行う
- 鶏舎周辺に野生動物のすみかを作らせない→不要な物の除去・こまめな草刈

#### 3 飲用水、飼料の汚染による侵入の防止

- 水道水や殺菌された水を給与する
- 水源・給水施設を定期的に行点検する（野生動物の糞の混入を防止）
- こぼれ餌をこまめに除去する

#### 4 早期発見・早期通報

- 異常が認められた際は、獣医師・系列会社または当所へ速やかに報告する



踏込消毒槽



車両消毒



網目は2cm以下

## 診療施設を開設しているみなさまへ

衛生課 安全対策担当

診療施設の開設者は、『診療施設の休止（廃止）』または『開設時の届出内容を変更<sup>\*</sup>』した場合、**10日以内に届出る**必要があります（獣医療法第3条）。診療する獣医師の人事異動・新規雇用・退職、診療施設の改築・設備の変更・移転等が生じた場合は、遅滞なく家畜保健衛生所へ届出をお願いします。

変更の届出が忘れがちなのは8です！

### ※診療施設開設時の届出事項（獣医療法施行規則第1条）

- 1 開設者の氏名、住所  
(法人の場合は法人の名称、主たる事務所の所在地)
- 2 診療施設の名称
- 3 開設の場所
- 4 開設の年月日
- 5 診療施設の構造設備の概要
- 6 エックス線発生装置に関する事項（エックス線装置設置届）
- 7 管理者の氏名、住所
- 8 **診療の業務を行う獣医師の氏名**
- 9 診療の業務の種類
- 10 開設者が法人の場合、定款

持ち運び可能なエックス線発生装置も、届出が必要です！

管理者の『住所』＝『自宅住所』です！

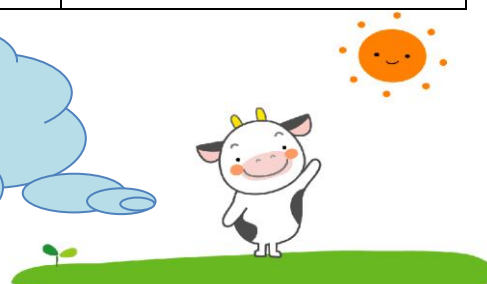
新規雇用の場合、当該獣医師の獣医師免許証の写しを添付してください！

本社の商号、所在地に変更はありませんか？

なお、下記の事例のように、変更内容によっては**新規開設の届出**が必要となる場合があるのでご注意ください。

変更の内容	届出様式	備考
開設者の変更 個人 ⇔ 法人 親 → 子	廃止届	旧開設者で届出
	開設届	新開設者で届出
診療施設の移転	廃止届	移転前の旧施設で届出
	開設届	移転後の新施設で届出
診療施設の大幅な改築	廃止届	改築前の旧施設で届出
	開設届	改築後の新施設で届出

お問い合わせ（書類の提出）は、家畜保健衛生所までお願いします。





## 平成 25 年度 県南家畜保健衛生所組織体制および業務担当

所 長 西村 信介  
 技術主幹兼次長兼衛生課長 高橋 学  
 防 疫 課 長 小根口 徹



衛生課	大家畜衛生	主査獣医師（総括） 主任獣医師	田村 貴 佐々木悠佳	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛白血病対策（放牧場及び農場）</li> <li>放牧衛生指導</li> <li>衛生情報の収集と提供</li> </ul>
	安全対策担当	上席獣医師（総括） 獣医師 主任（事務）	北川 睦 吉田 恵美 阿部 清佳	<ul style="list-style-type: none"> <li>獣医事及び動物用医薬品の適正使用に関する指導</li> <li>飼料の安全使用に関する指導</li> <li>所内の総務事務</li> </ul>
防疫課	大家畜防疫	上席獣医師（総括） 主査獣医師 獣医師 獣医師	芋田 淳一 関 慶久 五嶋 祐介 木村 裕子	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛、馬の伝染性疾病の発生予防並びにまん延防止</li> <li>牛の飼養衛生管理基準に関すること</li> </ul>
	中小家畜防疫	主査獣医師（総括） 獣医師 獣医師 獣医師	高橋 真紀 昆野 雄介 木崎あゆみ 矢島 愛子	<ul style="list-style-type: none"> <li>豚、鶏、みつばちの伝染性疾病の発生予防並びにまん延防止</li> <li>豚、鶏の生産性向上対策</li> <li>HACCP 導入支援</li> </ul>
	病性鑑定担当	上席獣医師（総括） 主任獣医師 主任獣医師 獣医師	昆野 勝 阿部 憲章 熊谷 芳浩 小林由樹子（育休）	<ul style="list-style-type: none"> <li>不明疾病の原因究明</li> <li>家畜伝染病診断に係る精密検査</li> <li>家畜疾病診断技術の普及、啓発</li> <li>牛の生産性向上対策</li> </ul>

★平成 25 年度異動職員



# よろしくお願ひします



田村 貴（たむら たかし）；衛生課大家畜担当総括 ：宮古農林振興センターより

吉田 恵美（よしだ えみ）；衛生課安全対策担当 ：県北家保より

## 平成 25 年度 県南家畜衛生推進協議会

事務局長 岩淵 敏朗  
事務局員 横屋 淳子

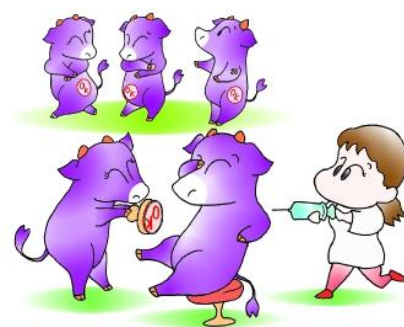
### 平成 25 年度特定疾病予防注射接種料金のお知らせ

県南家畜衛生推進協議会

平成 25 年度に県南家畜衛生推進協議会で取り扱う各種ワクチンの接種料金は以下のとおりです。お問い合わせは県南家畜衛生推進協議会まで。

事業区分	ワクチン名	1 頭 1 回あたり接種料 (前年比)	左の内 技術料
受託事業	牛 5 種混合 (生)	2,000 円	500 円
	牛 5 種混合 (不活化)	1,900 円	500 円
	牛 6 種混合 (生・不活化)	2,200 円	500 円
	牛アカバネ病	1,850 円 (100 円増)	500 円
	牛ヘモフィルス	1,200 円	500 円
	豚丹毒 (生)	160 円	90 円
	豚丹毒 (不活化)	170 円	90 円
独自事業	日本脳炎・パルボ混合 (生)	1,300 円	250 円
	豚日本脳炎 (生)	600 円	250 円
	馬日本脳炎 (生)	1,000 円	500 円
	牛コロナウイルス (不活化)	(新規) 1,200 円	500 円

～発行担当よりお知らせ～  
印刷物の配布を中止し、E メールにて配信をご希望の方は下記までご連絡ください。  
併せて、ご意見・ご要望も承ります。



#### 編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県県南家畜保健衛生所 TEL 0197-23-3531 FAX 0197-23-3593  
(佐々木・矢島・吉田)

岩手県南家畜衛生推進協議会 TEL 0197-24-5532 FAX 0197-23-6988  
(横屋)